

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

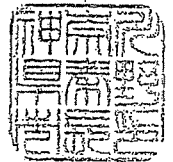
85,800円

2 賠償の相手方

[Redacted]

令和2年8月21日

秦野市長 高橋 昌和



事故の概要

(1) 発生日時

令和2年7月8日午後2時5分頃

(2) 発生場所

[Redacted]

(3) 事故の状況

こども家庭支援課会計年度任用職員の運転する公用車が、上記場所の市道 [Redacted] 上において方向転換しようとしたところ、後方の安全確認が不十分であったため、後退した際に [Redacted] さん所有のフェンスに接触し、損傷させた。

(4) 本市の責任原因

後方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント